

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所	第3委員会室
			担当職員	藤村
日 時	平成24年12月17日(月)		開 議	午前 10 時 00分
			閉 議	午後 4 時 50分
出席委員	堤 齊藤 並河 中村 田中 西村 日高 木曾 石野			
執行機関出席者	今西議会事務局長、藤村議会事務局次長 山内政策推進室長、竹村政策推進課長、田中安全安心まちづくり課長、柏尾政策推進室参事 竹井企画管理部長、俣野夢ビジョン推進課長、浦夢ビジョン推進課副課長、中川人事課長、片山人事課副課長 門生涯学習部長、桂市民協働課長、仲田市民協働課副課長、福田市民協働課市民活動推進係長、小林人権啓発課長、桂人権啓発課参事、武田健康福祉部長、玉記高齢福祉課長 岸総務部長、西田総務課長、中川総務課副課長、栗林自治防災課長、野田自治防災課主幹、田中自治防災課自治振興係長、木村財政課長 辻田教育部長、福井教育総務課長、山本学校教育課長、樋口社会教育課長、小西学校給食センター所長、高屋図書館長			
傍聴	可・否	市民16名	報道関係者	0名
			議員	2名(立花、酒井)

会 議 の 概 要

1 堤委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 請願審査

(1) 受理番号5番 関西電力大飯原子力発電所再稼働の撤回を求める請願

< 堤委員長 >

請願者から請願の内容について説明したいとの申し出があるが、許可してもいいか。

全員了

< 堤委員長 >

請願者からの説明を受けることとする。これより、委員会を休憩し、総務文教常任委員会協議会に切り替える。

～ 10 : 07

総務文教常任委員会協議会

10 : 22 ~

< 堤委員長 >

休憩前に引き続き、委員会を再開し、これより自由討議とする。

< 自由討議 >

< 田中委員 >

大飯原発3、4号機の下に活断層がある疑いが強い。敦賀原発や他の原発の下にも活断層がある可能性が高くなった。コストが安いと言う人もあるが、福島事故の補償、廃炉の費用を考えると逆にコスト高であることは明らかである。一旦起きれば大変な事故になることは明らかである。請願採択に賛成したいと思っている。

<並河委員>

一般的には原発は安いと言われているが、核のゴミ、事故補償等を考えるとお金の面でも不安は大きい。すぐに自然エネルギーに変えることは難しいかもしれないが、とりあえず止めて、核のゴミをこれ以上出さない。そして自然エネルギーを進めていく。そうすると雇用の面もまわっていく。請願採択に賛成したいと思う。即原発ゼロの声を大飯原発から60km圏内の亀岡から上げていただきたい。

<日高委員>

原発の安全が確保されるまでは再稼働は反対である。安全性が確保されるまで中止という請願の趣旨は理解する。請願は受け止めたい。

<堤委員長>

これで自由討議は終了する。続いて討論に入る。

<討論>

<田中委員>

内容的には先ほどのとおりであり、請願に賛成する。

<並河委員>

同じく、先ほどのとおりである。自然エネルギーは実際は40倍あると言われているので、原発ゼロの請願に賛成する。

<日高委員>

請願趣旨はよくわかった。意見書提出については別に考える。

<石野委員>

再稼働の時には地元の住民との協議の上で決定されている。地元の人にとっては雇用等の問題もあるであろう。1日も早く代わるエネルギーの開発ができればいいが、即ゼロには賛成しかねる。順次やっていってほしい。

<木曾委員>

趣旨は理解できる。安全確保が出来ていない限りは大飯原発は速やかに停止すべきと思っている。但し、安全保障が出来たら再稼働はしかたがない。中長期的に考えて順次廃炉にしていくという考えならば賛成である。

<中村委員>

署名を呼び掛けたら市民が応えるのは理解する。この夏は経済が停滞している中、何とか電力は足りたかもしれないが、経済がもっと回ると足りなくなるのではないか。新しいエネルギーがある程度稼働しないことには当面は両方で行かざるを得ない。請願採択には反対の立場である。

<堤委員長>

再度、委員会を休憩し、委員会協議会に切り替える。

~ 10 : 35

総務文教常任委員会協議会

10 : 38 ~

<堤委員長>

総務文教常任委員会を再開する。

< 木曾委員 >

今回の再稼働は暫定的なものであり、安全確保がされない限りは再稼働すべきでないと思う。経済の問題等いろいろあるが安全の問題を一番に考えるべきである。

< 齊藤副委員長 >

日本全体のことを考えると今すぐ止めるのは経済上よくない。昨日の選挙の結果でも国民の民意は経済優先であり、原発を反対する声は少数である。福島の問題は経済を立て直さないことには補償もできない。原発はないほうがいいには決まっているが今すぐ廃止はいかがなものか。

< 田中委員 >

経済かどうかという話もあるが、今動いているのは2基だけである。さらに他にも稼働されれば核のゴミを捨てる場所がない。経済の低迷は他の要因であって原発の問題ではない。また、核燃料のコストは通常の8～9倍になっている。

< 並河委員 >

国民の大多数が廃止を望んでいると思う。選挙の圧勝は選挙制度の問題である。首相官邸の前の声が国民の民意であると思う。即、切り替えは難しいかもしれないがそういう方向を出すことが大事である。請願採択にぜひご賛同賜りたい。

< 堤委員長 >

これで、討論を終了する。続いて採決をする。

< 採決 >

< 堤委員長 >

請願を採択することに賛成者は挙手願う。

挙手少数（木曾、田中、並河委員） 不採択

< 堤委員長 >

それぞれの立場で原発への思いはいろいろあるが、その総意として永遠に原発を稼働させたらいいと思っている者はいない。政府をはじめできるだけ努力いただき原発のない社会を、また、並行して代替エネルギーを考えていきたいと思っているので御理解いただきたい。

暫時、休憩する。

（ 請願者 退室 ）

～ 10 : 47

（ 休 憩 ）

10 : 56 ~

（ 2 ） 受理番号6番 子供たちにゆきとどいた教育を求める請願

< 堤委員長 >

休憩前に引き続き委員会を再開する。請願者から請願の内容について説明したいとの申し出があるが、許可してもいいか。

全員了

<堤委員長>

請願者からの説明を受けることとする。これより、委員会を休憩し、総務文教常任委員会協議会に切り替える。

~ 10 : 57

総務文教常任委員会協議会

11 : 19 ~

<堤委員長>

休憩前に引き続き、委員会を再開し、これより自由討議とする。

<自由討議>

<日高委員>

請願の趣旨は理解する。日頃から個人負担は大きいと思っている。しかし、市の財政も厳しい時である。50年前に教科書の無料配布を提案し、実現したのが公明党である。今回のマニフェストにも入れており、必ずや実現できるものと思っている。請願の趣旨はよくわかった。

<齊藤副委員長>

請願の件名からは内容がわかりにくい。ゆきとどいた教育の内容は費用面のみであった。内容がわかりにくいので賛同しにくい。

<堤委員長>

これで自由討議を終了し、討論に入る。

11 : 23 ~

<討論>

<田中委員>

準要保護制度もあるが、その費用が地方交付税で市町村に入り、一般財源化している。新たに準要保護の対象になった項目がいくつかあったと思うが本市はまだそれが準要保護の対象になっておらず、交付税の算定基準と実態があっていない。その実現も含めて請願に賛成したい。

<並河委員>

準要保護制度の説明は入学時に受けるが、その時は思いがなくても途中で大変になる人もいる。しかし、そういう人は知らなかったということがある。給食費も大変な負担になる。義務教育の間は教育にかかる負担は公費負担すべきである。賛成する。若い子育て世代を応援できるそういう亀岡市であってほしい。

<西村委員>

賛成しかねる。日本は敗戦時からずっと親が負担してきた。戦後のもののない時代を頑張ってきて今がある。無料になればいいに越したことはないが財源でできないこともある。それも理解して国民が頑張らなければならない。

<石野委員>

貧困と格差については制度もあり、きっちりとフォローされている。平成27年度までは耐震化工事にお金がかかる。それが一段落したら回っていけるかもしれないが、親の背中を見て子供は育つという。請願には反対。

< 木曾委員 >

反対の立場で討論する。趣旨説明されたことと文面が異なる。過大に書かれている。請願を整理して出されるべきと思う。制度のフォローもある。貧困と格差を誇張して請願を出されることに違和感を感じる。子供たちの学習機会、教育環境という観点でもう少し積極的な請願内容にして出されるべきと思う。

< 中村委員 >

反対の立場で討論する。市の制度があり、カバーができていないのではないか。実際にどれだけの人が困っている現実があるのか理解できていないこともある。市の財政の実態も理解いただきたい。行政にばかり頼っていてもなりたない。

< 日高委員 >

趣旨は分かるが、市の財政は厳しいので全額は無理。国に訴えていく。教育のための社会づくりができるようにしていきたい。市への要望は非現実的であり賛成しかねる。反対の討論とする。

～ 11 : 33

< 採決 >

< 堤委員長 >

請願を採択することに賛成者は挙手願う。

挙手少数（田中、並河委員） 不採択

< 堤委員長 >

全議員の総意として子どもたちの環境改善は理解しており、スクールバスの無償化もできた。校舎の耐震・大規模改修も優先している。その点もご理解いただき、請願内容を精査されたい。暫時休憩する。

（ 請願者退席 ）

～ 11 : 35

11 : 36 ~

（ 3 ） 受理番号 8 番 亀岡市放課後児童会の環境改善についての請願

< 堤委員長 >

休憩前に引き続き委員会を再開する。請願者から請願の内容について説明したいとの申し出があるが、許可してもいいか。

全員了

< 堤委員長 >

請願者からの説明を受けることとする。これより、委員会を休憩し、総務文教常任委員会協議会に切り替える。

～ 11 : 38

総務文教常任委員会協議会

11:58～

<堤委員長>

休憩前に引き続き、委員会を再開し、これより自由討議とする。

<自由討議>

<木曾委員>

場所の関係で篠町自治会は動き、水土里ネットの事務所を借りる方向で土地改良区と会議をしたがダメであった。自治会にも空スペースがないかと協議してもらったがダメで、今は東部文化センターに行くしかない状況。さらに東部文化センターへは現在27人行っているが来年度はもっと増える見込みであり、心配している。

一度、全ての学校のアンケートを採って実態把握すべきで、問題点を一つひとつ解決していくのが一番いいがそれを保護者に委ねるのは無理な話かと思う。できれば本常任委員会で何箇所か視察し、実態を見た上で本請願を再審査するという事で継続にしてはどうか。

<西村委員>

今日、勇気をもって来られたことに感謝する。このような状態であることは亀岡市の恥であり、日本の恥でもある。解決すべき問題である。十分現場を見て、対応していくことが大事である。安詳小だけでなく、市全体の問題としてやっていきたい。

<日高委員>

放課後児童会については先日の代表質問でも取り上げた。4年生以上でも長期休み時に受け入れてほしい、朝の時間を早めてほしい等いろいろな要望がある。本常任委員会で社会教育課から話を聞くとか、学校や地元自治会と話をし、保護者だけではなく全体の声を吸い上げていければいいと思う。

<田中委員>

共産党議員団で現場も見てきた。請願の項目の一つに議会での視察要望もあるので、委員会として共通認識するために次回の議会までに現場を見て、3月議会で結論を出せればと思う。共通認識のもとでやっていきたいので継続にしてはどうか。

<齊藤副委員長>

いろいろな方策で働く母親を手助けしていかなければということはいくぶんわかる。個人的な意見だが、先ほどの写真を見て思ったが、反面、一つの机でみんなと一緒に宿題をするのはとてもいい体験で安詳小でなければできない。集中力、協力等小さいうちからコミュニケーション能力が育まれるという面もある。そういう面も生かしながら地域と一体となってやっていきたい。継続審査にして現場も見たい。子どもは狭いけど楽しかったと思っているかもしれないし、スペースの問題は子は親が思うほどには感じていないかもしれない。

<並河委員>

放課後児童会は学校が終わってからの子どもの居場所づくりであるので、安定しているということは親が安心して働ける重要な場所であると思う。現場を回った時、保護者会がない学校もあり、保護者同士の連絡体制もなく、個々の学校任せという状況があった。働く母親が放課後児童会に迎えに来たとき、指導員といろいろな話をし、元気になって帰られることもあると聞いた。請願趣旨の内容を充実させていくことは大変重要であると思う。現場をしっかりと見て、どうしたら皆さんの思いがかなえられるか勉強していきたい。

< 石野委員 >

特に安詳小の問題かと思うが23校の現状も知っていききたい。篠町自治会も協力的だがなかなか場所が見つからない。移動距離もあり、4月の事故のこともあり心配されておられると思うがアンケートには東部文化センターがいいという意見もある。継続して考えていきたい。

< 堤委員長 >

各委員から継続審査の意見が多く出されたので、即採決せず、現場視察してから再審査することとし、本請願については継続としたいがどうか。

全員了

それでは、継続審査と決定する。

(請願者退室)

~ 12 : 13

12 : 14 ~

陳情 「篠共同浴場廃止反対に関する陳情」

< 堤委員長 >

次に請願審査に入る前に「篠共同浴場廃止反対に関する陳情」については、第10号議案と大きな関わりがあるので議案審査及び採択の前に取り扱うこととする。陳情者から陳情の内容について説明したいとの申し出があるが許可していいか。

全員了

< 堤委員長 >

陳情者からの説明を受けることとする。これより、委員会を休憩し、総務文教常任委員会協議会に切り替える。

~ 12 : 15

総務文教常任委員会協議会

~ 12 : 31

(休 憩)

13 : 32 ~

< 堤委員長 >

休憩前に引き続き、委員会を再開する

4 議案審査

議会事務局

(1) 第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)所管分

議会事務局長 挨拶
議会事務局次長 説明

< 質疑 > なし

~ 13 : 35

政策推進室

(1) 第 1 号議案 平成 24 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 6 号) 所管分

政策推進室長 挨拶
各課長 説明

< 質疑 >

< 西村委員 >

南つつじヶ丘コミュニティセンターの設計経費についてどの程度の設計を委託しているのか。

< 政策推進課長 >

現在基本設計の作業中である。できるだけ地元の皆さんの御意見を反映できるようにしており、今年中にできる予定である。それが出来次第、詳しい実施設計に入り、そのあと工事発注となる。工事発注するためのものである。

< 西村委員 >

実施設計と工事費の規模はどうか。

< 政策推進課長 >

約 470 m²の床面積、工事費は約 1 億 2 千万円程度、鉄骨造平屋建てである。

~ 13 : 59

企画管理部

(1) 第 1 号議案 平成 24 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 6 号) 所管分

企画管理部長 挨拶
各課長 説明

< 質疑 > なし

(2) 第 28 号議案 京都中部広域市町村圏協議会の廃止について

夢ビジョン推進課長 説明

< 質疑 > なし

~ 14 : 01

生涯学習部

(1) 第 1 号議案 平成 24 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 6 号) 所管分

生涯学習部長 挨拶
市民協働課長 説明

< 質疑 > なし

(2) 第 9 号議案 ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例の制定について

市民協働課長 説明

< 質疑 >

< 田中委員 >

浴場廃止の周知は市民にはどのようにしてきたか。

< 市民協働課長 >

まだしていない。11月27日の記者会見で発表したのが初めての公の場であり、10月26日の総務文教常任委員会で説明したのみである。

< 田中委員 >

それでは利用者の意見を具体的に聴くことはなかったということか。

< 市民協働課長 >

廃止についての意見は聴いていない。

< 木曾委員 >

資料に位置図があるが、石門心学塾に設置してあったものはもう撤去してしまっているのか。元々生涯学習の始まりとして強調してきたがその象徴を移すのか。

< 市民協働課長 >

石門心学塾にあるのはコンピュータ13台と講師用1台。梅岩展示コーナー、心学講舎はそのまま残している。コンピュータは耐用年数が過ぎているのでどこかに移すことにはならない。

< 並河委員 >

体が不自由でガレリアの浴場を利用している人は困っている。いきなりの感があり納得いかない。災害時もこういう施設は必要であると思う。道の駅の利用者、キャンピングカー利用者の46%が希望しているという統計がある。残してほしいという市民の声は多く、もっと利用者増に努めるべきであり、実際に利用者は増えている。廃止の理由は赤字だけではないと思う。市民的な合意を得てから条例提案されたいと思う。土日の利用は増えていると思うが利用者の声はどうか。

< 市民協働課長 >

障害者の方が介添えの方と一緒に利用されていることについては、10月の常任委員会でお聞きしてすぐに状況確認をした。確かに月に2~3回利用いただいている。大変申し訳ないが、できれば民間の浴場や湯の花温泉等を代替えとして利用いただきたい。道の駅の付加機能として市民にも利用いただいていることは間違いはないが、市単費で運営しているので市全体のニーズの優先度が下がったということで御理解いただきたい。利用者への周知については条例可決いただいた後、啓発に努めたい。

< 木曾委員 >

浴場について、府下で市町村が公衆浴場を設置しているところはあるか。

< 市民協働課長 >

わからない。改めて報告する。

< 田中委員 >

廃止するにあたりパブリックコメントを実施して意見を聴くことは考えなかったのか。

< 生涯学習部長 >

パブリックコメントが大事な要素であることは十分認識している。今回の件について、変更してほしい、残してほしいという意見が寄せられることは認識しているが、現在の市の状況、市民ニーズを考える上で今回はパブリックコメントを実施せずに行政側から提案したものであるのご理解賜りたい。

< 田中委員 >

理解できない。他市町村でも例えば資料館を民間に委託するとか、廃止をしたいときはパブリックコメントを実施し意見を聴いて判断するのが普通である。

< 並河委員 >

ギャラリーは朝市で多くの来館者がある。市民の利用は少なくとも一つの観光スポットになる。工夫すれば利用者も増える。一方的な廃止ではなく余地を残すべきである。市外の人声は聴かないのか。

< 市民協働課長 >

市外の方からの意見聴取はしていない。

< 木曾委員 >

ギャラリー浴場も篠の浴場も設置目的がはっきりしていないからおかしくなる。エイジレスセンターに設置された当初は一般に開放しないことになっていた。民間の浴場から反対された経過があった。それが開放されて当たり前ようになってきたことでおかしくなった。設置目的をはっきりと把握し実施すべきであったと思うがどうか。

< 生涯学習部長 >

ご指摘のとおり、当初の設置目的を越えて運営されていた。民間と協議して料金設定を高くして開放していたという経過はある。順次見直しを図っており、これも必要な見直しの一つである。

< 田中委員 >

浴場で働いている人の雇用について説明されたい。

< 市民協働課長 >

11時～21時まで受付に1名従事しているが、11時～17時までは3名の臨時職員が交代で、17時～21時まではシルバー人材センターに委託している。臨時職員は半年更新であり、シルバー人材センターは1年契約でH25.3.31で1つの周期になる。更新しない。

< 並河委員 >

あとの利用についての考えは。

< 市民協働課長 >

浴場については、そのままでは使えない。これから検討していきたい。

< 齊藤副委員長 >

あとについては高齢者施策に利用と聞いているが、青少年対策として将来、託児所保育ルームとしての利用も考えてほしい。

< 生涯学習部長 >

保育ルームも当初から目的を定めて設置しているので、市全体の施策の中でどうするかは別途議論いただきたい。保育ルームは引き続き活用して生涯学習の機会充実に努めていきたい。

(3) 亀岡市営篠共同浴場条例を廃止する条例の制定について

(4) 亀岡市営篠共同浴場基金条例を廃止する条例の制定について

人権啓発課長 説明

< 質疑 >

< 木曾委員 >

反対する陳情が地元から出ている。3年前から話が進められているがその経過を説明されたい。

< 生涯学習部長 >

同和問題に係り設置された当初の目的は一定達成した。施設の修繕が頻発していたので今後大規模修繕の時期が見えてきていることもあり、やむなしという理解を得て進めてきた。陳情者にも組織として合意いただいた。淋しいという現場の声があることは分かるが合意のもと進めてきた事業である。条例提案について、陳情者には9月に直接話もさせていただいた。

< 田中委員 >

何度か地元や運動団体と話をし、確認書のようなものは交換していないのか。

< 生涯学習部長 >

書面的なものは交換していない。

< 木曾委員 >

廃止後の跡地はどうするのか。職員はどうなるのか。

< 生涯学習部長 >

条例可決後、誠心誠意理解を求める。嘱託職員については本人のスキルを活用できるところを紹介したいと考えている。跡地については地元と協議していく。

< 西村委員 >

基金条例の設置趣旨は何であったのか。中間的な活用はしていたのか。残高は。

< 人権啓発課長 >

基金条例は、浴場経営収入の10/100相当額を基金として積み立てることとし、野条区に委託していた。H17まで積み立てがあって、45,715円あった。当初から少額であり、例えばH4年度は41,074円、H5末は少し利息が付き42,265円。H18から市直営になったのでH17に基金残高をすべて一般会計に繰り入れ、それ以降は0円であったが、浴場が存続しているので基金条例もそのままにしていた。

(5) 第18号議案 ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について

市民協働課長 説明

< 質疑 > なし

総務部

(1) 報告第 1 号 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 5 号) 所管分

総務部長 挨拶

総務課長 説明

< 質疑 >

< 西村委員 >

昨日は開票に相当時間がかかったが、超過勤務手当はこの中に含まれているのか。

< 総務課長 >

前回 2 1 年執行時の最終結了が午前 1 時 3 0 分ごろで、今回も前回と大きな差はなかった。時間外勤務手当も大きな開きはない。

< 木曾委員 >

今回、投票率は悪かったが原因は、積極的に取り組んだのか。

< 総務課長 >

日が決定したのが 1 ヶ月前であった。そのあとは京都府選管を中心に市選管も広報活動を実施した。前回は 7 2 % 超だったのが今回は全国的な傾向でもあるが低かった。まだ詳しい分析は出来ていないが有権者の迷いもあったのではないかと思う。改めて分析して次回に向けて広報活動等積極的に取り組んでいきたい。

(2) 第 1 号議案 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 6 号) 所管分

各課長 説明

< 質疑 >

< 日高委員 >

P 5 1、気象情報システム雨量計の取り換え 8 箇所とは。

< 総務課長 >

H 1 4 に設置した 8 箇所であり、具体的には大井小、本梅小、蔦田野小、西別院小、つつじ小、安詳小、保津小、川東小。

< 石野委員 >

P 5 1、雨量計はインターネットで見れるが、豪雨時に見られないと言っていた人がいた。どこでも見れるということではないのか。

< 総務課長 >

これまで大きな故障なく運用しているので、そういうことは掌握していない。詳細について調査する。

< 西村委員 >

議案と直接関係はないが、財産区の関係で死亡事故があった。市はどのように財産区と関わっているのか。予算の事務的なことだけなのか。

< 自治防災課長 >

1 1 月 1 8 日に死亡事故があった。河原尻、元千歳・国分財産区が共同で作業されていた時、河原尻財産区委員の方が自ら伐採された木材があたりお亡くなりになった。

財産区委員は非常勤特別職の扱いであるので通常の財産区管理業務の場合は公務災害が適用になる。園部の労働基準監督署とも協議したが、今回はその範囲を越え、山林労務であったので労災は受けられないということだが遺族から申請はしていた。事務局としてできるだけことはさせていただきよう進めている。

(3) 第 8 号議案 平成 2 4 年度亀岡市神前財産区特別会計補正予算 (第 1 号)

自治防災課長 説明

< 質疑 > なし

(4) 第 1 9 号議案 亀岡市葺田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(5) 第 2 0 号議案 亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(6) 第 2 1 号議案 亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(7) 第 2 2 号議案 亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

自治防災課長 説明

< 質疑 >

< 堤委員長 >

指定管理者として自治会長に報酬は出ているのか。昔の公民館的なものか。

< 自治防災課長 >

自治会長に助成金、交付金は一切出していない。この 4 施設は公の施設として条例設置しているが、施設建設にあたり国の農業関係施策を活用し建設費用の一部に国、府から補助を受けているため条例設置の必要があったもの。条例設置された施設は地方自治法の改正により市直営以外は指定管理者を指定しなければならなくなった。これ以外は設置条例を定めていないので公の施設ではあるが指定管理者制度は適用しない。

~ 1 5 : 1 0

教育部

(1) 第 1 号議案 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 6 号) 所管分

教育部長 挨拶

各課長 説明

< 質疑 > なし

~ 1 5 : 2 3

(休 憩)

15:40～

5 討論～採決

<討論>

<堤委員長>

これより一括して討論を求める。

<田中委員>

第9号議案ガレリアかめおか条例の一部改正について反対する。浴場については利用者の意見が聴けていない。採算面で言えば1日あたりあと30人増やせば採算ベースに乗る。利用者増の努力をしていくことと、意見を聴いた上で廃止の提案をするべきだと思う。条例改正の浴場部分に関して反対。詳しくは本会議場で述べる。

<木曾委員>

第9号議案に賛成の立場で討論する。当初の設置目的を逸脱して運用してきたことがこういうことを招いているのかと思う。設置目的に沿って運営していくことが大事で今後の運営についても整理すべきであり、第9号議案に賛成。

～15:43

<採決>

<堤委員長>

賛成者は挙手願う。

報告第1号	賛成全員	承認	
第1号議案	賛成全員	可決	
第8号議案	賛成全員	可決	
第9号議案	賛成多数(田中、並河委員反対)	可決	可決
第10号議案	賛成全員	可決	
第11号議案	賛成全員	可決	
第18号議案	賛成全員	可決	
第19号議案	賛成全員	可決	
第20号議案	賛成全員	可決	
第21号議案	賛成全員	可決	
第22号議案	賛成全員	可決	
第28号議案	賛成全員	可決	

<指摘要望事項>

<田中委員>

篠共同浴場について地元との協議はしてきたと説明を受けたが、これについてももっと利用者の意見を聴くべきであったということを入れてほしい。

<木曾委員>

9号、10号議案とも利用者へ周知徹底されたい。

<堤委員長>

今の意見を参考に委員長報告は正副委員長で作成する。

～15:52

6 陳情・要望

(1) 地球社会建設決議に関する陳情書

< 堤委員長 >

意見として聞かせていただくことにしてよいか。

全員了

(3) 外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の要望書
(6 月定例会継続分)

< 堤委員長 >

6 月議会からの継続分であるがどのように取り扱えばいいか。

< 田中委員 >

6 月議会時にもう少し検討の時間がほしいと言ったが、検討の結果、賛成したいと思う。皆さんの同意が得られるならば総務文教常任委員長名で意見書を発議してもらえればと思う。

< 堤委員長 >

田中委員から意見をいただいたが、事務局から資料に基づき説明願う。

< 事務局 > 資料に基づき説明。意見書文案の説明。

< 西村委員 >

中国には土地の私有制度がないが、日本で購入しているものの取扱いは。

< 事務局 >

中国国土について個人の所有という概念がないということで、日本では購入したら日本で登記することになる。

< 堤委員長 >

この文面で意見書案を当常任委員会から出すということでよいか。

全員了

7 その他

(1) 請願の連合審査について

< 堤委員長 >

「ものづくり中小企業の振興のため、地域の高等学校における工業系学科(コース)の設置に向けて、積極的な取り組みを求める請願」について、産業建設常任委員会に付託されたが教育に関係する部分もあるので総務文教常任委員会と連合審査をしたいということで菱田産業建設常任委員長から連合審査の申し入れ書が届いた。

< 事務局 > 連合審査について説明

< 堤委員長 >

申し入れに応じることでいいか。

< 田中委員 >

亀岡市立の小中学校なら総務文教常任委員会としても十分関わりがあるが、府立の高校ということならば産業建設常任委員会に任ずるのは具合が悪いのか。

< 堤委員長 >

それはこの場で決めていけばいい。意見書は市長に出すことになるのか、府教育委

員会に出すのか。

<事務局>

請願要旨は単に高校に工業系コースを作るだけでなく小中学校においてもその環境整備をしてほしいということが入っているため連合審査という話がでてきた。最終的には京都府教育委員会に要望したり、意見書を出すということになる。

<堤委員長>

いろいろなご意見もあるかと思うが、ものづくりの観点からだけではなく教育の観点からも考えていくということで初めてのケースではあるが受けてはどうかと思うがどうか。

<木曾委員>

中学校の進路指導の関係で大きく分かれるのではないかと聞いています。進路指導も含めて中学校から取り組んでいただきたいという趣旨を聞いています。

<堤委員長>

それでは19日の連合審査会に出席することでいいか。

全員了

(2) 議会報告会で出された意見・要望について

<堤委員長>

11月22日に開催した議会報告会で出された意見・要望等について対応を検討願う。

検討結果は別紙のとおり

(3) 議会だよりの掲載内容について

<堤委員長>

議会だよりの総務文教常任委員会審査報告として掲載する内容について意見を出されたい。

<田中委員>

図書館の耐震工事に係る債務負担工事を。放課後児童会に係る請願を継続して審査することについて。

<並河委員>

放課後児童会に係る請願について。

<木曾委員>

セーフコミュニティ再認証に係る補正予算を。
正副委員長に一任する。

<堤委員長>

それでは、今の意見を基に正副委員長で整理する。

全員了

(4) 次回月例会の日程・内容について

< 堤委員長 >

前回、日程は1月28日(月)午前10時から、内容は公契約条例制定に向けての取り組み状況と暴力団排除条例施行に伴う他の条例改正についてという話をしていたがどうか。

< 中村委員 >

請願に係る現地視察をしなければならないのではないか。公契約条例等の案件は1月でないとい具合が悪いのか。

< 堤委員長 >

1月28日に現地視察するか、2月にするか。優先度から考えると現地視察が先かと思うがどうか。

< 中村委員 >

水曜日を希望されていたので、それならば日を変更する必要がある。

< 事務局 >

現地視察は1校でいいのか。複数校か。それによって教育委員会との調整が変わるので決定いただきたい。

< 堤委員長 >

それでは、放課後児童会の関係を優先して1月に現地視察することにする。

希望日等調整

1月23日(水)と28日(月)の2日間で現地視察を実施する。時間は午後、放課後児童会の開催時間に合わせる。1日で2～3校視察することとする。行き先と時間は調整の後、連絡する。

全員了

本日はこれで閉議する。

16:50 閉議